資料2

書面化フォローアップ調査の結果について

中部運輸局

フォローアップ調査概要

下記目的のため、「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」の周知状況及び実施状況等についてアンケート調査を実施。

（目　　的）

●周知及び実施状況

中部運輸局管内のトラック運送事業者における、書面化推進ガイドラインの周知状況と書面化の定着状況を確認。

●実効性の向上

ガイドラインを踏まえた取り組みがされていないケースを確認し、今後、重点的に取り組むべき項目・対策を検討する。

（実施時期）

平成26年7月

（対　　象）

書面化対象外の「特別積合せ」「引越」「霊きゅう」「廃棄物運送」を除く中部運輸局管内全事業者

（回答者属性）

■協会加入・未加入状況

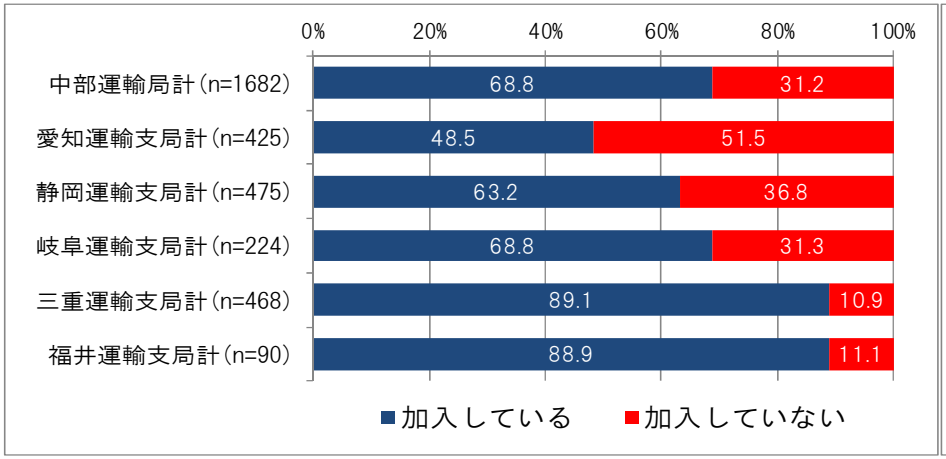

■事業規模

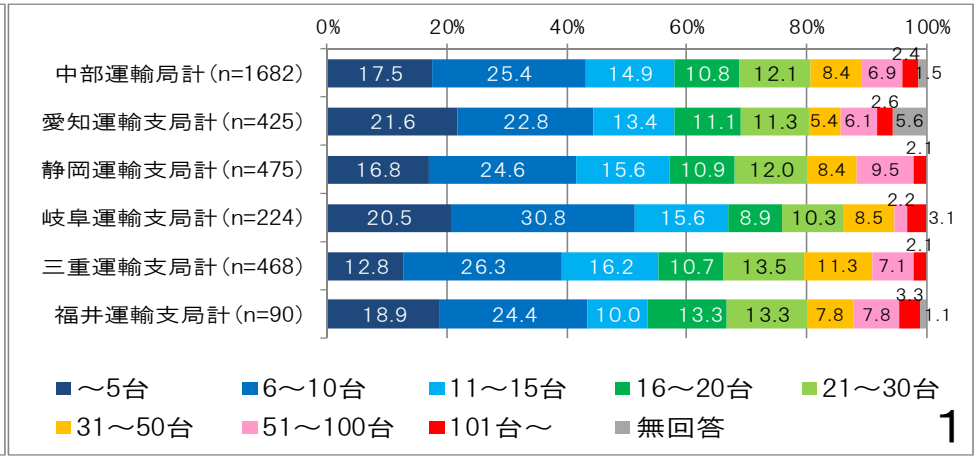

１－１　ガイドライン認知状況

・管内のトラック運送事業者のガイドライン認知度は48．3%
・認知度が高い順で並べると、三重＞愛知＞静岡＞福井＞岐阜

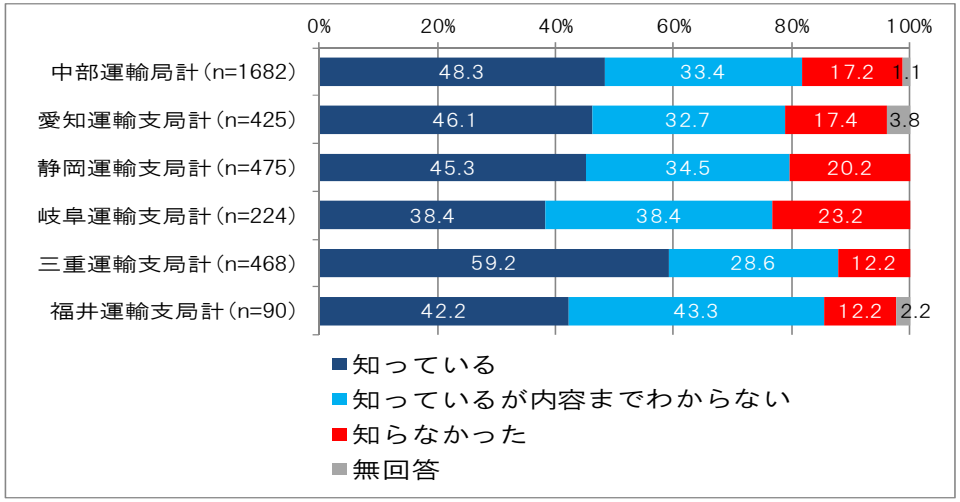

１－２　事業規模別認知状況

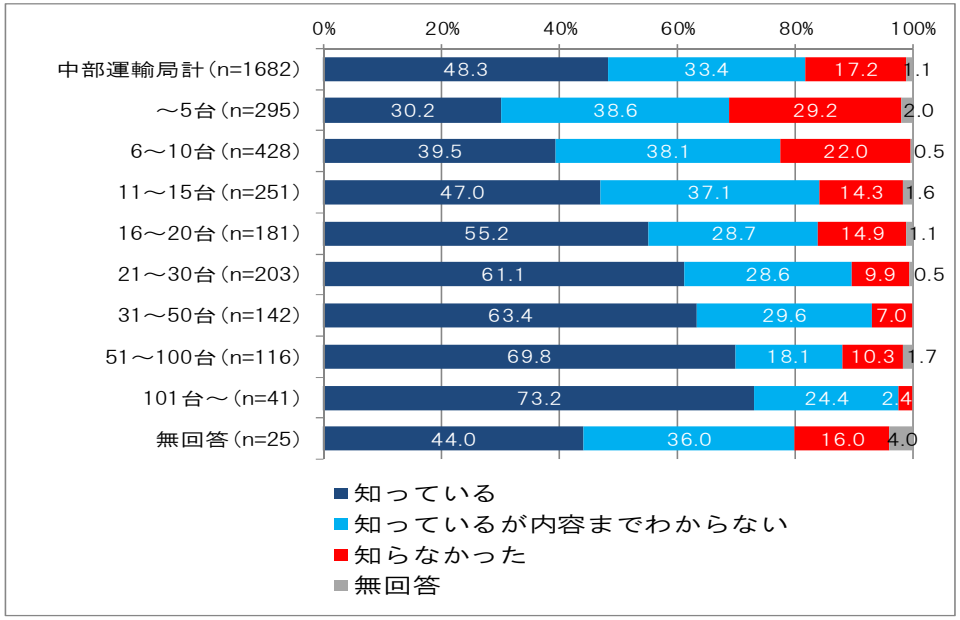

１－３　協会加入別認知状況

・トラック協会加入事業者の認知度は57．5%。トラック協会未加入事業者の認知度は28%

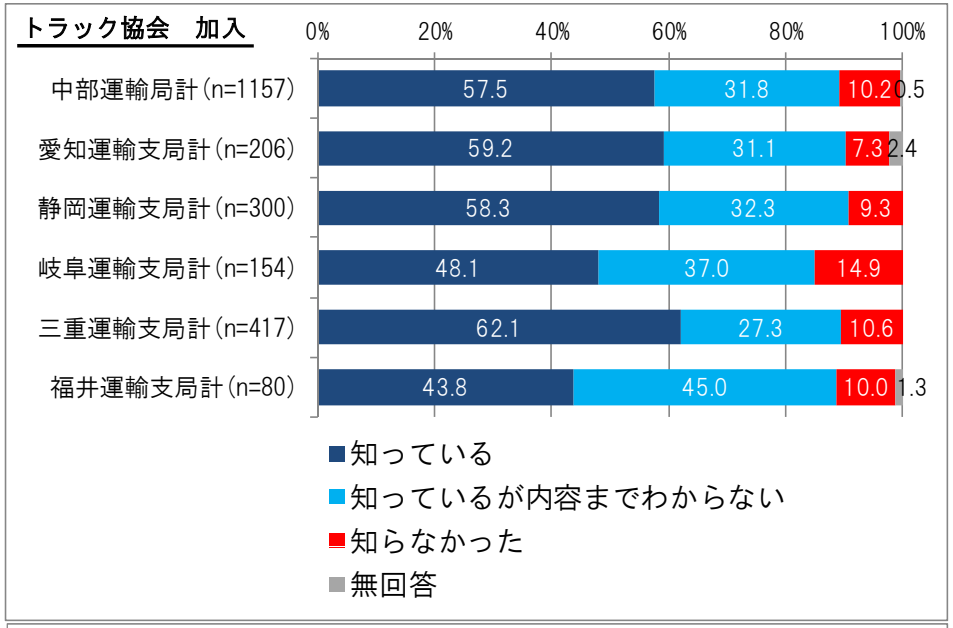

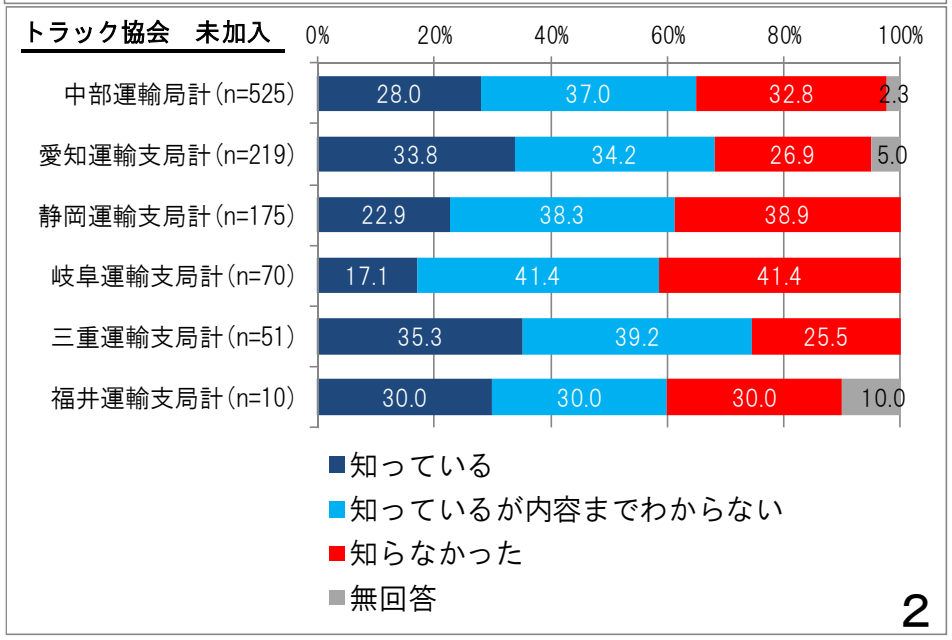

２－１　ガイドラインの認知度と書面化の進捗度

・書面化が全く行われていない割合の高い順で並べると、岐阜＞福井＞愛知＞静岡＞三重
・書面化の進捗度は、ガイドラインの認知度の高さと同様の傾向が見られ、ガイドラインの内容まで知っている事業者は書面化の導入が進む。

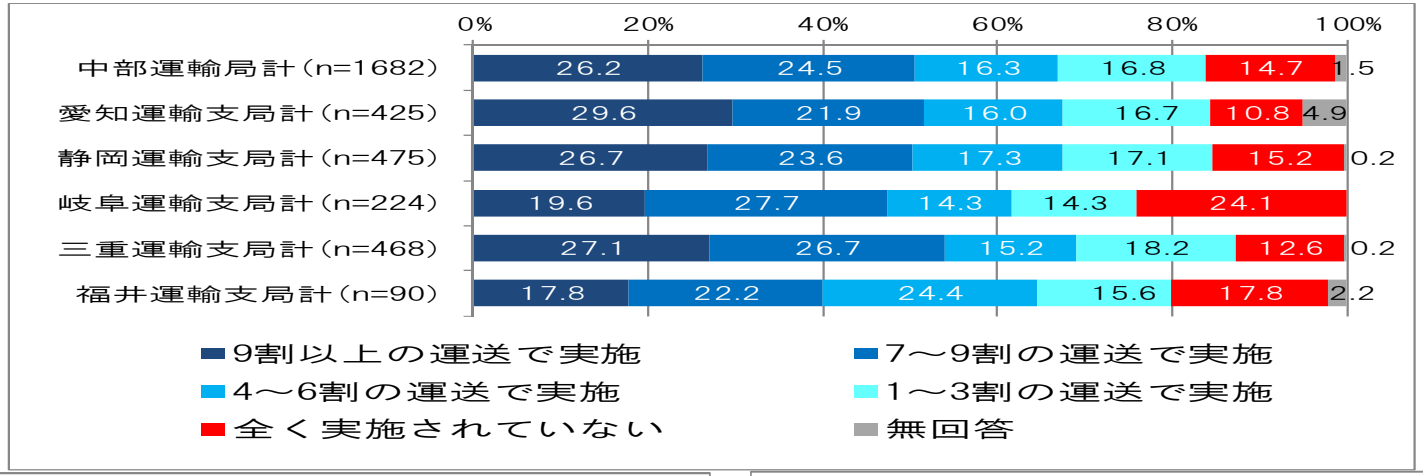

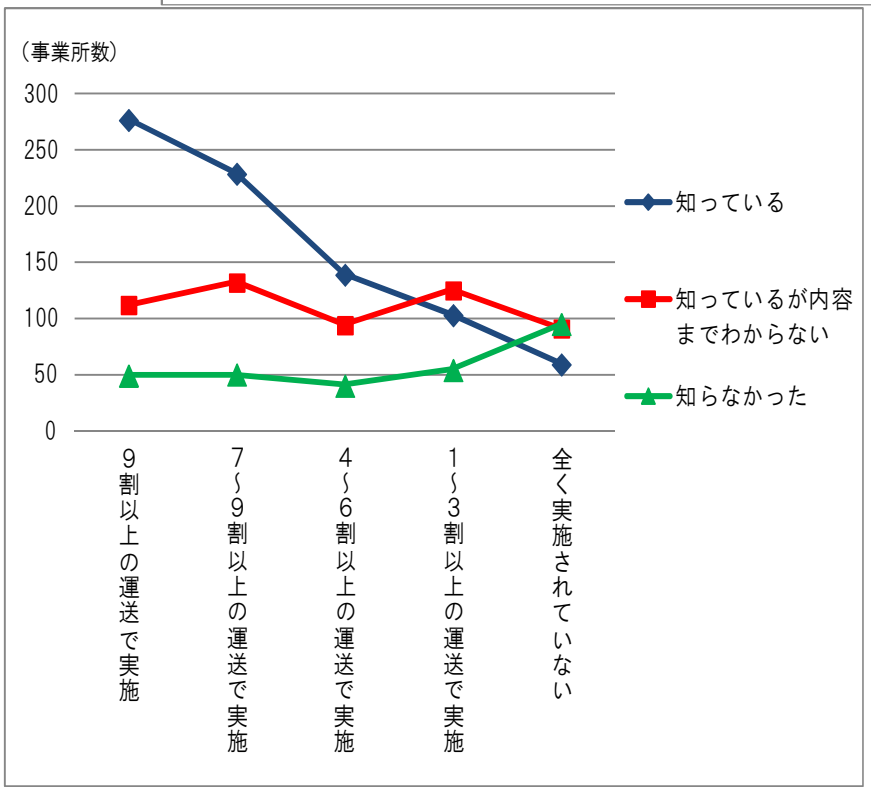

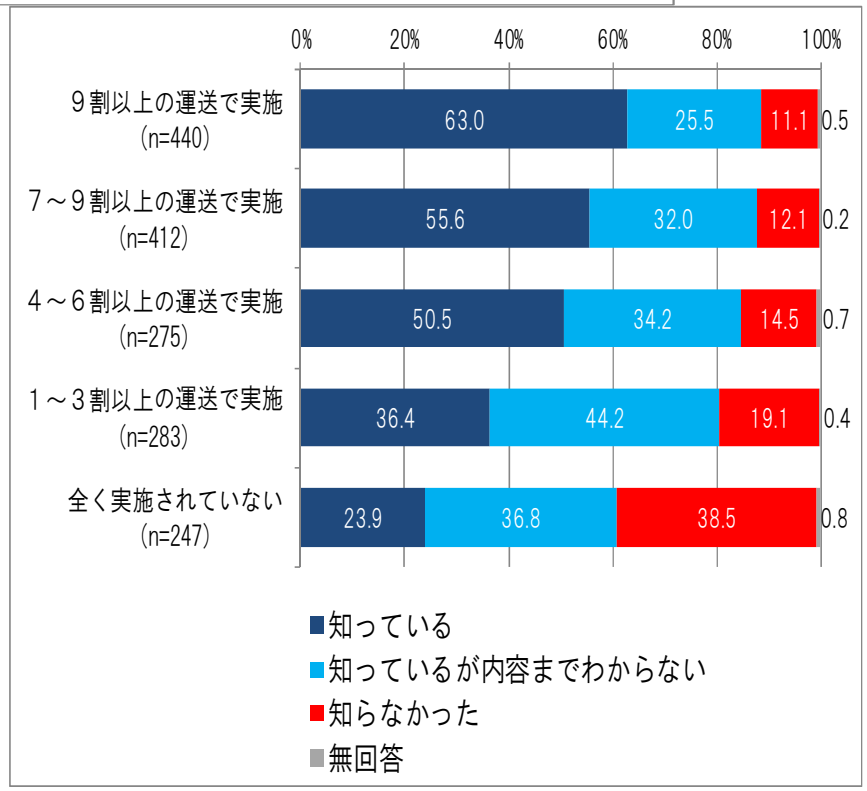

２－２　荷主別書面化進捗度

・書面化が全く行われていない割合の高い順で並べると、真の荷主＞利用運送事業者＞元請運送事業者＞真の荷主の物流子会社

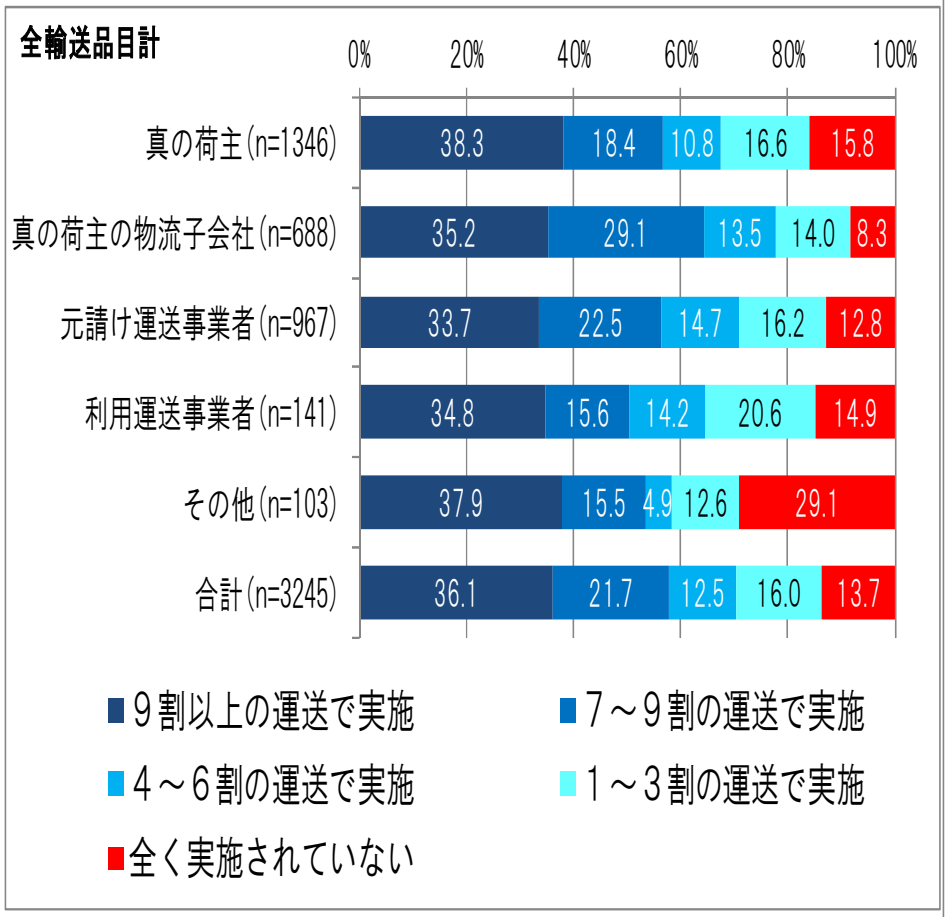

２－３　輸送品目別進捗度

・輸送品目では、農水産品、砂利・建設材等の進捗率が相対的に低い

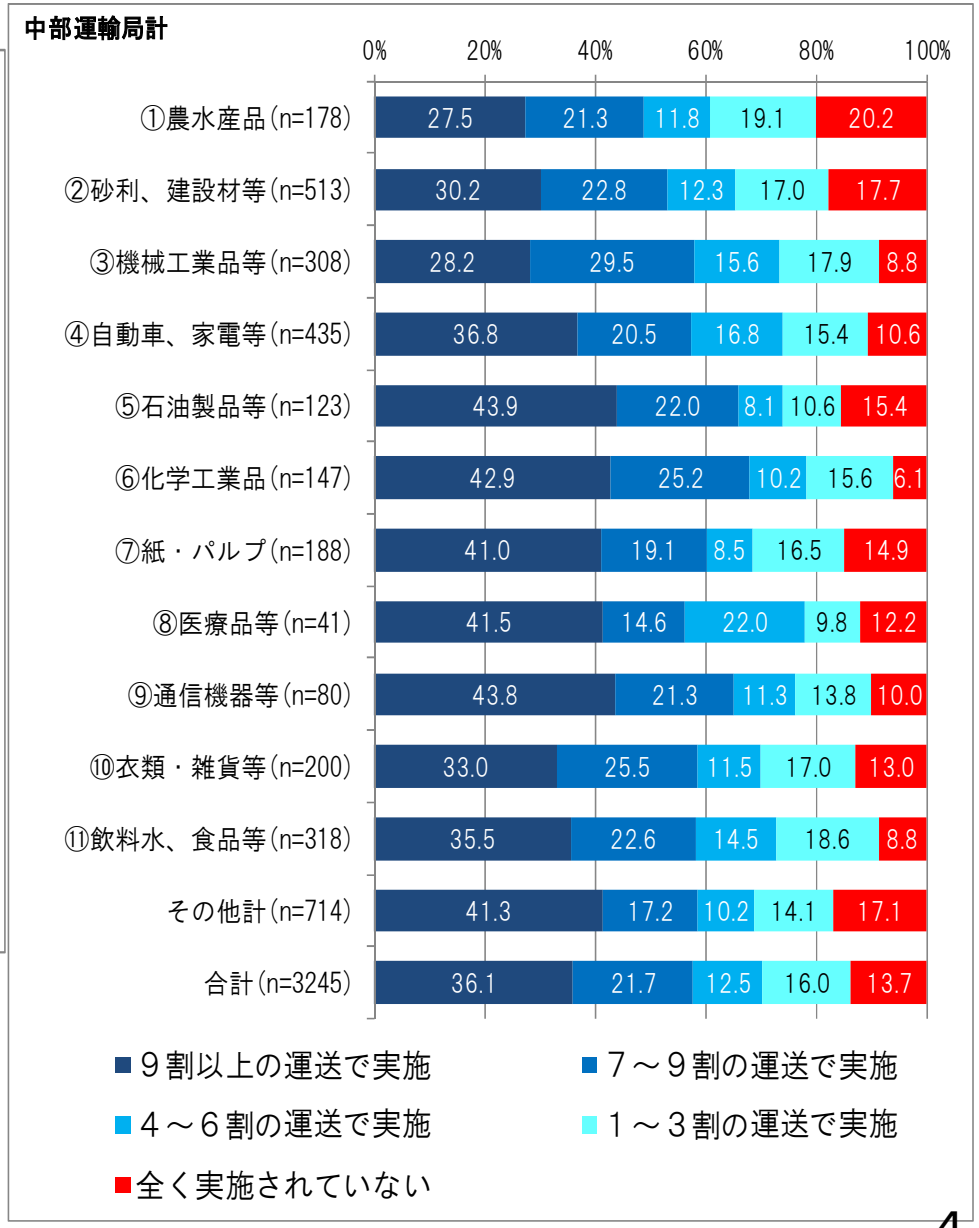

３－１　書面化の内容

・“運賃、燃料サーチャージ”、“附帯業務内容”、“有料道路利用料、附帯業務料その他”に関する書面化の割合が低い。

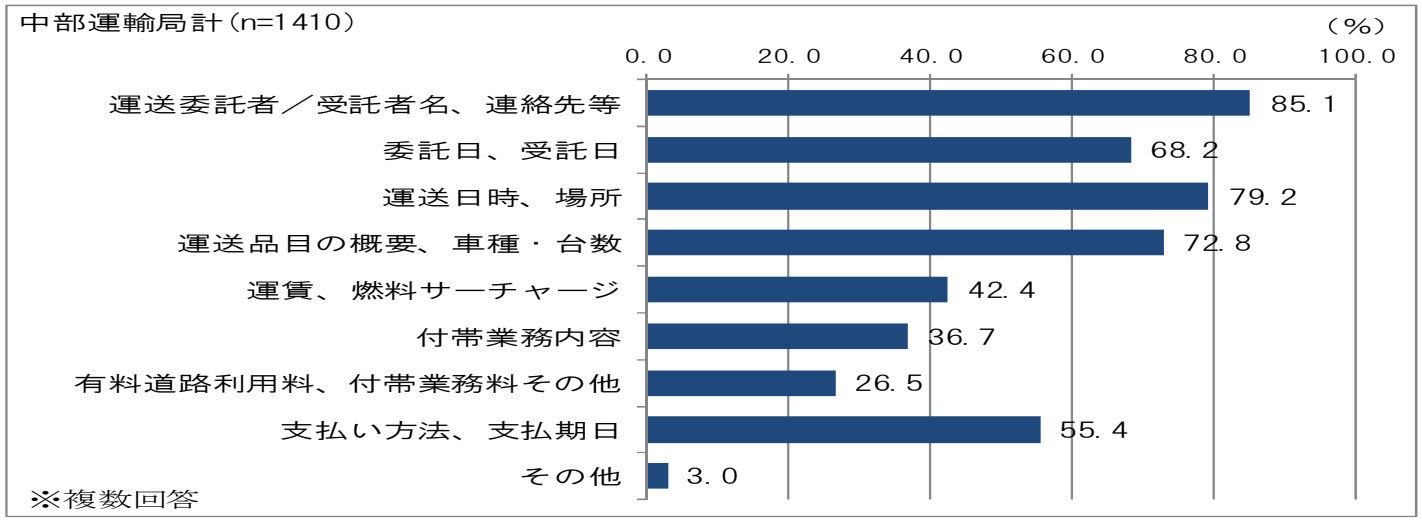

３－２　ガイドラインの認知度別書面化内容

・トラック運送事業における書面化推進ガイドラインの内容を知っている事業者は、書面化の実施割合が高い。

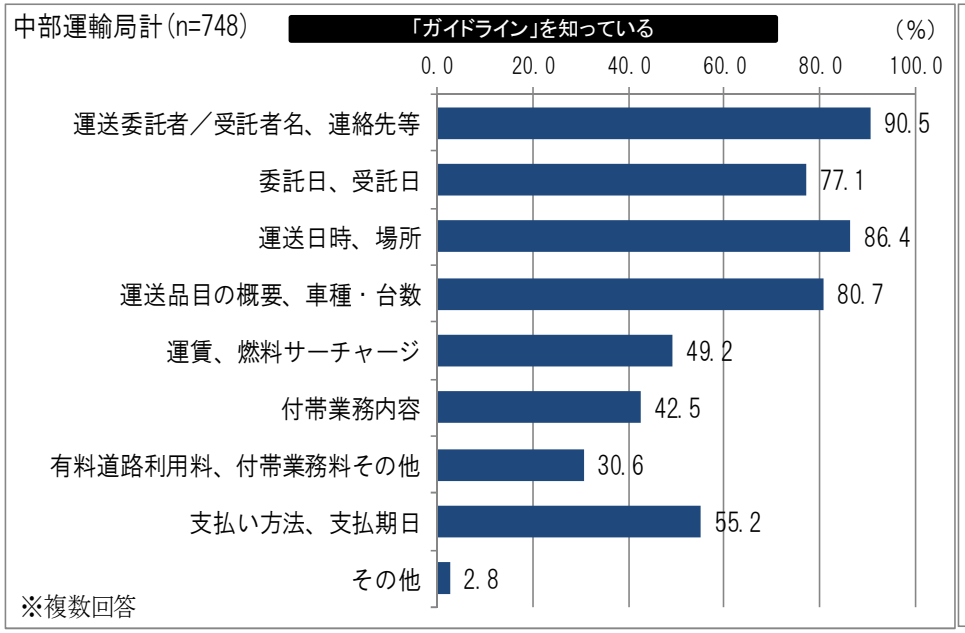

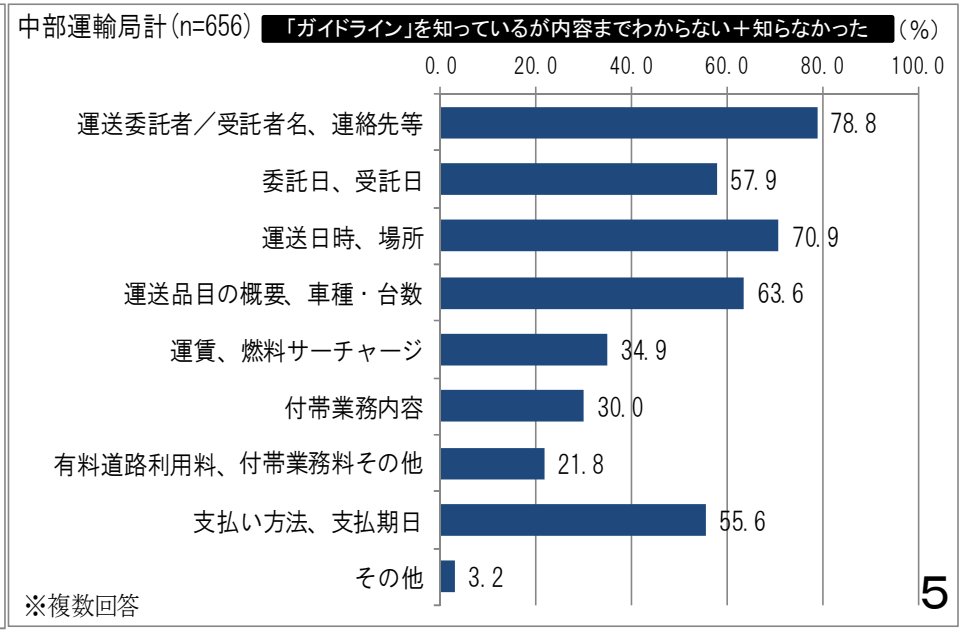

4　書面化が行われない理由

・書面化が行われていない理由で最も多くを占めているのは、“配送先・ルート・輸送量にほぼ変化がないため（25%）”、次いで、“短期のスポット的運送で口頭契約で充分（22%）“という順。
・“書面化推進ガイドラインを知らなかったため”を理由とする事業者は11～14%となっている。

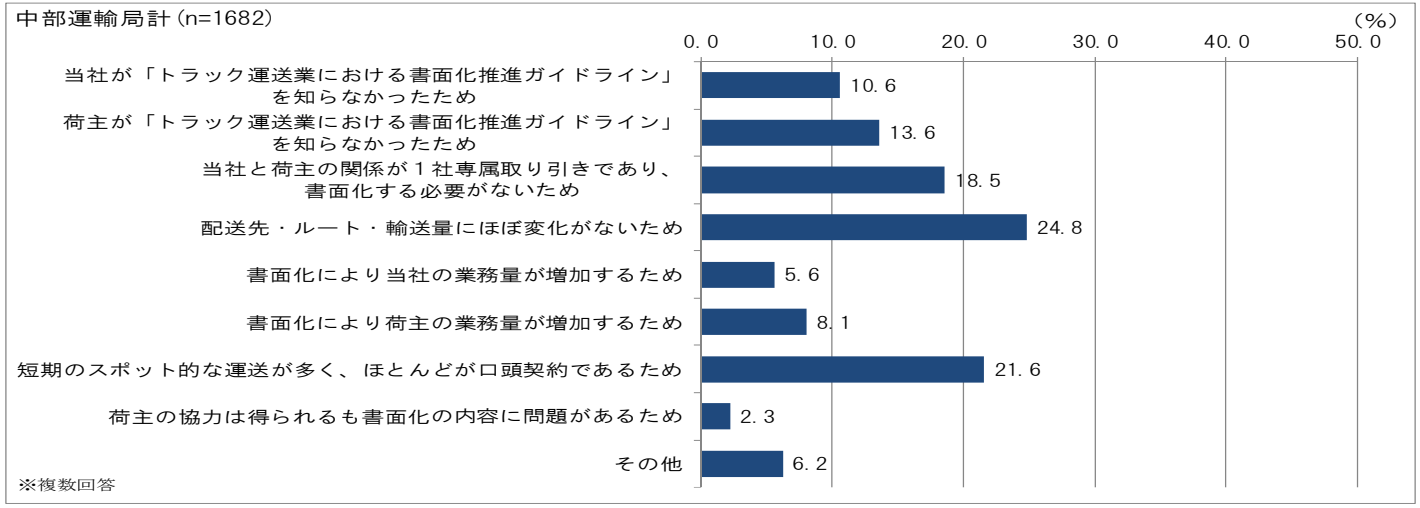

（実施割合別に見た書面化が行われない理由）

・全く実施されていない事業所では、“当社と荷主の関係が1社専属取引であり、書面化する必要がないため”という理由が最も高い。

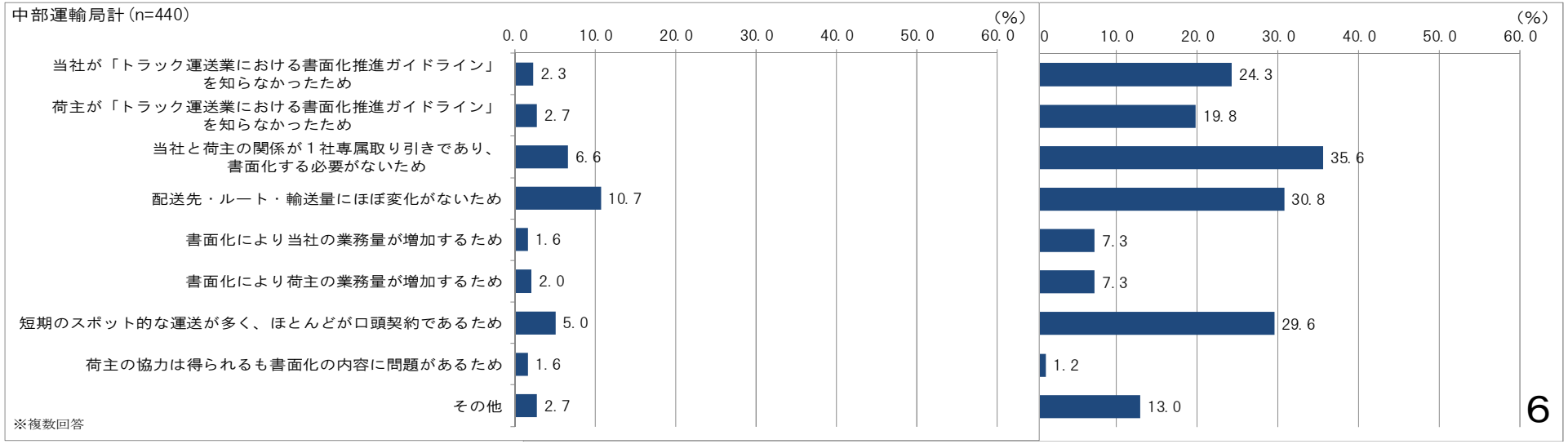

５　書面にあたっての要望（自由記載意見）

- 行政側から荷主に対しもっとPRしてほしい。
- 我々下請業者からは言い出せないところがある。
- 書面化により運送契約の詳細が明確になることは意味深いが、発荷主と着荷主の関係上、全て書面化することは極めて困難。現行、附帯業務の負担（身体的・時間的）が非常に大きい。
- 荷主の力が強く、書面化の提案など受け入れてくれる状況ではない。
- 何かあったときのために分かりやすいと思うので、これから実行してみたい。
- 書面化の推進は非常に良いように思いますが、会社の規模によって大きく変わるような気がします。大手の会社なら、書面化することによりトラブルが解消すると共に、荷主に対して十分意見できると思いますが、中小の会社はコスト面（人件費、事務費）が負担になると思います。でも書面化は誤解が互いになくなり、トラブルの解消の一つと言えます。
- 荷主に対して、義務付けしてほしい。付帯作業や待機費用を曖昧にして支払わなくていい方向にしてしまう。推進では、泣き寝入りするしかない。
- 荷主の決めた発注方法に従うことが運送業者に課せられた第一条件。長い間に定着した習慣を変えることは非常に困難な場合もあります。
- 費用も時間も必要になりますが、書面化で問題が解決しますからね。
- サーチャージは理想論、大手以外では現状難しい。
- 元請運送業者が客先と数量による運賃取り決めを行っている場合等、事前の運送依頼書は発行されるが、金額未定と記入し依頼されることが多い。
- 書面化したところで荷待ち時間が減るとは思えない。
- 詳細が記載されていても、作業内容が違う等の問題がある。書面化されても書面上だけになる。
- 利用運送事業者も書面化する指導をしていただきたい。電話だけのやりとりの業者が多すぎる。
- メーカーの経費削減と言えば、必ず輸送費の削減をあげられるほど、トラック運送業は軽んじられてきた。荷主、行政共にトラック事業者及び従業員が安定した経営、生活を営むことができるよう形式的ではなく、実態に即した方法で進めてほしい。

調査結果のまとめ

- 「書面化推進ガイドライン」の認知度（内容まで知っている）は、48%と半数に満たなく、各県によってばらつきがあり、引き続き、トラック協会と連携し「書面化推進ガイドライン」の周知促進を更に強めていくことが重要。
- 「書面化推進ガイドライン」を知っている事業者は、書面化の実施割合が高くなっている傾向が確認され、トラック協会に加入している事業者の認知度は高く、一方、車両保有台数が少ない事業者の認知度は低くなっているため、未加入事業者や小規模事業者への周知方法の工夫が必要。
- 輸送品目別に見ると、農水産品、砂利・建設材等の書面化実施割合は低くなっており、周知に当てっては、輸送品目によって実施率に差が生じないような配慮が必要。
- 「書面化推進ガイドライン」で示されている書面化内容（8項目）を見ると、相対的に運賃・サーチャージ、附帯業務内容、有料道路使用料・附帯業務料その他の項目に関し実施割合が低いが、「書面化推進ガイドライン」を知っている事業者は、いずれの項目においても知らない事業者に比べ、実施割合が高くなっている。また、書面化行われていない理由として、“配送・ルート・輸送量にほぼ変化がない”や“短期のスポット的運送で口頭契約で充分”とする内容が多くなっていることから、適正取引の確保に向け、運送条件等の重要事項の書面化を進めることにより、荷主等との共有化を進める意義等の再認識を促すことが重要。